

# フロン回収業の新規・更新の手引き

## フロン回収業

### ◇申請時の注意

- ・必ず事前に電話5 1 - 2 4 0 7まで予約の上、登録申請におこしください。
- ・登録申請は正本と副本（写し）の2通が必要です。
- ・新規手数料：¥5,000 更新手数料：¥4,000

### ◇必要書類

番号	提出書類	備考	法人	個人	Check
1	申請書	フロン類回収業者登録(登録の更新)申請書(様式第三)	○	○	
2	フロン類回収設備の所有権または使用権原を有することを証する書類	○自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、購入証明書のうち、いずれかの写し ○自ら所有権を有していない場合 使用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し	○	○	
3	フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類	・申請書に記載されているフロン類回収設備の種類及び能力が記載されている、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し	○	○	
4	住民票の写し(又は外国人登録証明書)	・住民票は、発行日より3ヶ月以内のもので、本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限ります。 ・申請者が未成年者の場合には、法定代理人の分も必要		○	
5	商業登記簿謄本	・発行日より3ヶ月以内のもの	○		
6	事業所付近の見取図(地図)	・事業場の境界からおおむね300mまでの範囲で記入してください。	○	○	
7	誓約書	・申請者が法第56条第1項各号(欠格要件)に該当しない者であることを誓約する旨の書類 (※)欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。	○	○	

様式第三（第五十条関係）

登 録  
フロン類回収業者 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

豊橋市長 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所在地	(郵便番号)  電話番号

回収しようとするフロン類の種類

CFC	
HFC	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 誓 約 書

年 月 日

豊橋市長 様

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 使用済自動車再資源化法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが使用済自動車再資源化法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 使用済自動車再資源化法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止を期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業者に関し成年者と同一の能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち1から6までのいずれかに該当する者があるもの

